

NEWS RELEASE

平成 20 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社フライトシステムコンサルティング
代表者の役職 代表取締役社長 片 山 圭 一 朗
氏 名 (コード番号:3753 東証マザーズ)
問い合わせ先 取 締 役 松 本 隆 男
金(こん) 浩 樹
電 話 番 号 03-3440-6100 (代)

定款一部変更に関するお知らせ

株式会社フライトシステムコンサルティング（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長 片山圭一朗、以下当社）は、平成 20 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 21 回定時株主総会に下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- ①「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が公布され、上場会社の株券は平成 21 年 1 月を目標時期として一斉に電子化される予定であります。株券電子化後の振替制度においては、端株が取り扱いの対象とならないことから、株券電子化に先立ち平成 20 年 10 月 1 日をもって端株制度を廃止するため、所要の変更を行うものであります。
- ②当社は会社法第 2 条第 6 号に定める大会社ではありませんが、東京証券取引所の有価証券上場規程第 439 条の規定を受け、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、「監査役会」とおよび「会計監査人」を追加し、併せて「第 5 章 監査役」に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

(変更する条文のみ記載。下線部が変更部分)

現行定款	変更案
第2章 株式 (株式取扱規程) 第10条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、 <u>端株原簿</u> および株式喪失登録簿の記載または記録、 <u>端株の買取り</u> 、その他の株式 <u>および端株</u> に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第2章 株式 (株式取扱規程) 第10条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換および株式喪失登録簿の記載または記録、その他の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第5章 監査役 (監査役) 第31条 当会社は、監査役を置く。	第5章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会) 第31条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。
(員数) 第32条 当会社の監査役は、 <u>3</u> 名以内とする。	(員数) 第32条 当会社の監査役は、 <u>4</u> 名以内とする。
(新 設)	(常勤の監査役) 第35条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。
(新 設)	(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが出来る。 2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
(新 設)	(監査役会の決議方法) 第37条 監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(新 設)	(監査役会の議事録) 第38条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。
(新 設)	(監査役会規程) 第39条 監査役会に関する事項は法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
第35条 ↓ (省 略) 第36条	第40条 ↓ (現行どおり) 第41条
(新 設)	第6章 会計監査人 (会計監査人) 第42条 当会社は、会計監査人を置く。
(新 設)	(選任方法) 第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第44条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2.</u> 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
(新 設)	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第45条</u> 会計監査人の報酬等は、取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
(新 設)	<p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p><u>第46条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であった者も含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>2.</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
第6章 計 算 第37条 （省 略） 第40条	第7章 計 算 第47条 （現行どおり） 第50条
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p>当会社は、平成20年10月1日をもって、1株に満たない端数については、これを端株として端株原簿に記載または記録しないこととする。</p> <p><u>2.</u> 第10条の規定は、平成20年10月1日をもって効力を生じるものとする。</p> <p><u>3.</u> 本附則は、当会社の端株が存在しなくなったときをもって削除されるものとする。</p>

3. 定款変更の効力発生日

平成20年6月26日（予定）

以 上

株式会社フライツシステムコンサルティング

本社：東京都渋谷区恵比寿 4-6-1 恵比寿MFビル3F 電話：03-3440-6100 FAX：03-5791-2241

事業内容：デジタルコンテンツの管理・サービスを中心としたシステムコンサルティング、ネットワークやオブジェクト指向技術に関するテクニカルコンサルティング、システム開発・構築・保守と、それらを支えるソリューションプロダクトの提供。

URL：<http://www.flight.co.jp>

【 本件に関するお問い合わせ先 】

株式会社フライツシステムコンサルティング 担当：松本、金

電話：03-3440-6100 FAX：03-5791-2241 e-mail：info@flight.co.jp